

# 帝塚山大学出版会規程

(制 定 平成18年11月27日)

(設置)

第1条 帝塚山大学(以下「本学」という。)に、帝塚山大学出版会(Tezukayama University Press)(以下「出版会」という。)を置く。

(目的)

第2条 出版会は、学術関連図書及び教科書の刊行・頒布を主たる事業とし、本学の研究・教育とその成果の発表を助成するとともに、我が国の学術・教育・文化の振興・発展に寄与することを目的とする。

(会長)

第3条 出版会に会長を置き、帝塚山大学長をもってこれに充てる。

(出版委員会)

第4条 出版会に出版委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、会長のもと出版会の運営及び出版に関する諸事項を審議する。

3 委員会に関する事項は、別に定める。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、出版会に関し必要な事項は別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、大学協議会の議決によりこれを行う。

附 則

この規程は、平成18年11月27日から施行する。